

2022-5 税務・労務・法務情報

DOLEからの直近Labor Advisoryを解説しています。

(Labor Advisory)

2022-09 年次賃金報告書の提出について

労働法第124条の定めに基づき、全ての民間企業は従業員賃金支払に関する年次報告書を以下の通り提出しなければならない。

1. 全ての従業員氏名リスト
2. 支払賃金明細
3. 報告期限 2021年12月末分・・・2022年4月20日～6月30日の間
2022年12月末以降分・・・翌年度1月31日迄

報告様式 <https://annualwagereport.nwpc.dole.gov.ph/> から登録

* 罰則規定はないかと思いますが、年度末業務リストに加えておいて下さい。

2022-11～13 5月祭日の取扱

- ・ Regular Holiday・・・5月1日（レーバーデー）5月3日（ラマダン明け）
就労しなくても、100%の日給（COLAを含む）の支給義務あり
就労した場合は、200%の支給
- ・ Special Non-Working Holiday・・・5月9日（選挙日）
「No Work No Pay」の原則が適用される。
就労した場合は、30%の割増

2022-233 新規採用時のCOVID無料テストについて

政府（DOLE）が検査料を負担するというので、COVIDテストを全ての新規採用時に普及させようとするものです。新規就職者が最寄のDOLE事務所に申請手続きをとった上で、DOLEからの承認書を医療機関に提示してCOVIDテストを受けます。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)